

2019年2月21日

不正行為防止計画推進本部

東京外国語大学における研究倫理・コンプライアンス教育実施方針

国立大学法人東京外国語大学研究活動における不正行為の防止等に関する指針第4の3の(2)に基づき、東京外国語大学における研究倫理・コンプライアンス教育実施方針を以下のとおり定める。

1. 教員向け研究倫理プログラムの受講の推進

- ① 本学において研究者番号（e-Rad番号）を付与されている教員は、日本学術振興会が提供する研究倫理プログラム「eL CoRE」を受講する。
- ② 不正行為防止計画推進本部は、①の受講状況を教員ごとに管理し、未受講者に対して受講を促す。
- ③ ①の受講頻度について、少なくとも5年の間に1回は受講するものとする。

2. 教職員向け研究倫理・コンプライアンス研修会の実施

- ① 不正行為防止計画推進本部は、教職員を対象とする研究倫理・コンプライアンス教育のための研修会を毎年実施する。
- ② 本学に所属する教職員は、①に参加したうえで、研修内容の理解度確認のための質問表に回答し、統括管理責任者に提出する。
- ③ 不正行為防止計画推進本部は、②の結果を集計・分析し、その結果を活用することにより研究倫理・コンプライアンス教育の一層の充実を図る。

3. 学生に対する研究倫理・コンプライアンス教育の実施

- ① 本学学生に対して教育カリキュラムのなかで研究倫理・コンプライアンス教育を実施する。
- ② 本学学生に対して適宜研究倫理に関する情報を発信し、研究倫理・コンプライアンスに対する意識の涵養を図る。

4. 各部局における研究倫理・コンプライアンス教育に資する研修資料等の提供

- ① 不正行為防止計画推進本部は、各部局における研究倫理・コンプライアンス教育支援として、研究倫理・コンプライアンスに関する基本的な事項及び他の機関にて発生した研究活動に係る不正事案の経緯、発生要因、処分内容等を分析し、研修資料として各部局に提供する。
- ② 各部局は、①の研修資料に基づき研究倫理・コンプライアンス教育を実施する。